

環森第08 - 100号  
平成17年8月3日

調査対象事業者 様

三重県環境森林部長

三重県産業廃棄物実態調査について（依頼）

盛夏の候、皆様方にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、三重県では平成13年度に事業者の皆様のご協力をいただき、三重県産業廃棄物実態調査を実施しましたが、その後の産業廃棄物を取り巻く社会情勢等の変化により、産業廃棄物の発生量や処理・処分方法等に変動が生じているものと思われま

す。このため、産業廃棄物の現状を的確に把握し、今後の廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の推進に関する行政施策の検討に活用するため、今回、標記の調査を下記調査機関に委託して実施することといたしました。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、別紙記入要領に基づいて調査票にご記入の上、平成17年8月31日(水)までにご回答をお願い申し上げます。返信は、同封の返信用封筒によりご投函下さい。

なお、ご回答いただきました内容につきましては、統計調査の目的以外に利用することとはございません。

また、記入方法等についてのお問い合わせは、下記調査機関までお願いいたします。

**お問い合わせ先**

株式会社東洋設計 担当：尾上、西嶋

石川県金沢市諸江町中丁214

TEL 0120-484-989（フリーダイヤル 携帯電話からはご利用になれません）

受付時間 9:00～18:00（土、日、祝日は休み）

**事務担当**

三重県環境森林部廃棄物対策室 技師 三浪

TEL 059-224-3310 FAX 059-222-8136

E-mail minamj01@pref.mie.jp

調査票（その1）

産業廃棄物実態調査

1. 本調査の調査対象期間は、平成16年度（平成16年4月1日～平成17年3月31日）の1年間です。
2. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答え下さい。そのため、貴事業所以外に貴社の本社、工場等があってもそれは調査の対象となりません。
3. 産業廃棄物が調査の対象期間中に発生しなかった場合は、本表の下記「事業所の概要」「事業の規模等」「事業所の形態」「産業廃棄物発生の有無」の欄だけ記入して返送して下さい。
4. 調査票返送の前にコピー等控えを取っておいて下さい。
5. この調査票は、三重県のホームページからダウンロードしていただけます。  
http://www.eco.pref.mie.jp/kigyou/index.htm のお知らせ情報をご覧ください。

事業所の概要	事業所名											記入年月日																										
	所在地	三重県	市	郡	町	村	平成17年	月	日	電話番号																												
	代表者氏名											( ) -																										
	調査票記入者	部・課名								氏名																												
	事業内容	(具体的に) (主要製品又は商品)																																				
事業の規模等 (説明文中下線部の事項を下記枠内に記入して下さい。)												事業所の形態 (該当する番号に、を付けて下さい)																										
【製造業の場合】												【製造業の場合】																										
平成16年4月1日現在の従業者数 パート等の臨時従業員及び常勤役員等を含む。						平成16年度の製造品出荷額						1.工場・作業所・工業所 2.開発・研究所のみ 3.事務所のみ 4.その他( )																										
【建設業の場合】												【建設業の場合】																										
平成16年度の県内元請け工事件数						平成16年度の県内元請完工工事高						1.県内元請け工事 有 2.県内元請け工事 無																										
【医療業の場合】												【医療業の場合】																										
病床数												1.入院施設 有 2.入院施設 無																										
【運輸、卸・小売、サービス業の場合】												【自動車整備業】																										
平成16年4月1日現在の従業者数 パート等の臨時従業員及び常勤役員等を含む。						貴事業所内で車の整備、又は洗車を						1.行っている 2.行っていない																										
<table border="1"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>億</td><td>一</td><td>億</td><td>千</td><td>万</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>一</td><td>万</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円/年</td> </tr> </table>												千	百	十	億	一	億	千	万	百	十	万	一	万													円/年	
千	百	十	億	一	億	千	万	百	十	万	一	万																										
												円/年																										

産業廃棄物発生の有無

平成16年度の1年間に産業廃棄物(PCBを除く)は発生しましたか。該当する番号に をつけて下さい。

1. 発生した 1の場合

2. 発生しなかった。

2の場合

産業廃棄物の量的変化

平成16年度を基準(100%)にして、貴事業所(建設業の場合、貴社が受注した元請け工事)から発生した産業廃棄物の量的変化を過去5年間についてパーセント(%)で記入して下さい。

産業廃棄物が発生していない場合は、「0」、不明な場合は「不明」と記入して下さい。

自動車整備業の場合は、下記の5年の推移は記入不要です。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
記入欄	%	%	%	%	%
					100

2の場合、事業所の概要、事業内容、事業の概要、産業廃棄物発生の有無をご確認の上、必ずご返送下さい。

<調査票の返送期限について>

調査票(その1・2)、アンケートの記入が終わりましたら、回答用紙のみを同封の封筒に入れて、**8月31日(水)**までに投函してください。調査へのご協力誠にありがとうございました。

産業廃棄物が調査の期間中に発生しなかった場合も、調査票(その1)は、ご返送下さい。

調査票(その2)記入上の注意事項

- <調査対象期間>
- この調査票の調査対象期間は、平成16年度(平成16年4月1日～平成17年3月31日)の1年間です。この期間中の産業廃棄物の発生と処理・処分状況を質問事項 ~ について記入してください。アンケート票に産業廃棄物問題への対応についても質問しておりますので、そちらの調査事項にもご回答をお願いします。
- <調査対象とする事業所>
- この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した産業廃棄物だけが記入の対象になります。
- <調査対象廃棄物>
- 調査対象となる産業廃棄物の種類・名称を「表6 産業廃棄物コード表」に示しますので、参考にしてください。この調査では、各産業廃棄物に付けられている番号に従って整理しますので、「表6 産業廃棄物コード表」に示す産業廃棄物の分類表に示す分類番号をもとに回答してください。自社で再生利用、又は売却等をしている廃棄物も、今後のことを考慮してこの調査の対象とします。
- <発生量について>
- 発生した産業廃棄物の名称と数量では、「脱水」「焼却」等の中間処理を行う前のものをお答え下さい。ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。
- イ 廃酸、廃アルカリを公共水域(河川、公共下水道)へ放流するために中間処理をした場合  
中間処理後の「汚泥」を発生量とします。
  - ロ 含油废水を油水分離した場合  
油水分離後の「廃油」「油泥」等を別個に発生量とします。
- 八 建設業の場合
- 「工事現場からの廃棄物の発生状況」の欄は、自社で中間処理(焼却・脱水等)を行う前の廃棄物の量を発生量とします。
- 二 自動車整備業の場合
- 1)廃車は調査の対象に含みません。
  - 2)洗車等によって分離槽、汚水樹などから汚泥が発生する場合  
清掃業者等へ処理を委託した場合は、その業者が搬出した量を「年間発生量」とします。  
自社で「天日乾燥」した場合は、「乾燥前の量」「乾燥後の量」を「年間発生量」とします。
  - 3)廃油を発生する場合  
ドラム缶で××本と把握している場合は、1本=200kgとして重量換算し発生量とします。  
1斗缶で××本と把握している場合は、1本=18kgとして重量換算し発生量とします。
  - 4)廃タイヤを排出する場合  
廃タイヤは「大型車」「普通車」「軽自動車」の3つのサイズに分けて発生量を求めて下さい。  
サイズ毎の正確な本数を把握していない場合は、概略の割合等で按分して発生量を求めて下さい。
- <混合物について>
- 各区分ごとに按分して下さい。区別出来ないときは、目安で按分して下さい。区別不可能な場合は、混合物に含まれる個々の廃棄物の区分を全て記入し、量等は一行にまとめて記入してください。
- <回答欄の記入について>
- 設問 ~ の記入要領について業種別にその例を説明していますので、参照して下さい。同じ種類の廃棄物でも中間処理の方法が異なる場合には、発生状況(設問 廃棄物の名称)の欄から行を分けて記入してください。
- 1種類の廃棄物を中間処理することによって2種類以上の廃棄物が生じた場合は、中間処理状況の欄の「(設問) 中間処理後量」から行を分けて記入してください。
- 「例 廃プラスチックの焼却で、燃え殻と排ガス処理によりばいじんが生じる場合 等」  
同じ種類の廃棄物でも、「自己処分、再生利用、業者委託状況(設問 ~)」が複数となる場合は、発生状況(設問 廃棄物の名称)の欄から行を分けて記入してください。
- この調査は、重量(t・kg)で記入してください。なお、容積(m<sup>3</sup>)等で把握しているときは、「表8「容積」から「重量」への換算」を使用し、重量に換算して記入してください。
- <共同企業体(J.V)による工事について>
- J.Vの形態に応じて、以下の事項を記入して下さい。
- イ 分担施行方式では、各社持ち分の元請工事高と発生産業廃棄物を記入して下さい。
  - ロ 共同施行方式では、貴社が代表会社の場合のみ、元請工事高と発生産業廃棄物を一括記入して下さい。

# 調査票(その2)

※記入欄が足りない場合にはお手数ですが、この表をコピーもしくは三重県のホームページよりダウンロードしてご使用ください。この場合、記入欄の番号は11以降に書き換えて下さい。

<別紙記入例を参考にして、ご記入下さい。>

( 枚中の 枚目)

①廃棄物の名称  
具体的な廃棄物の種類を記入して下さい。

②分類番号  
別紙「表6 産業廃棄物コード表」より、該当する廃棄物の4桁の分類番号を選んで記入して下さい。

③年間発生量  
各行ごとに1年間の発生量を、焼却や脱水などの中間処理をする前の量(処理施設へ投入する量)で記入して下さい。

④方法番号  
工事現場又は自社で中間処理された場合は、該当する処理方法を下記の「表1 中間処理方法コード表」から選んで、中間処理の過程順に記入して下さい。

⑤中間処理後量  
中間処理後の残量を記入して下さい。

⑥処理・処分方法  
発生した廃棄物の処理・処分方法を下記の「表2 処理・処分方法コード表」から該当する記号を選び、記入して下さい。

⑦方法番号  
⑥の処理・処分方法で「E」と回答された場合は、委託先で中間処理された内容に該当する処理方法の記号を下記の「表3 委託中間処理方法コード表」から選んで、中間処理の過程順に記入して下さい。

⑧資源化の用途  
⑥でB、C、Iと回答された場合及び⑨でaと回答された場合は、下記の「表4 資源化の用途コード」から該当する原料の番号を選んで記入して下さい。

⑨委託中間処理後の再生利用・処分の方法  
⑥でE、Fと回答された場合は、中間処理後の廃棄物の処理方法に該当する番号を下記から選んで記入して下さい。  
a. 再生利用・リサイクルしている

⑩名称  
⑦の処理・処分先または再生利用先の施設のある所在地を記入して下さい。

⑬所在地コード  
下記の「表5-1又は表5-2 所在地・処分地コード」から⑩の地域を選んで記入して下さい。

I 事業所での廃棄物の発生状況											
①廃棄物の名称	②分類番号	③年間発生量									
		百万t	十万t	万t	千t	百t	十t	一t	100kg	10kg	1kg
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

II 事業所での中間処理状況												
④方法番号			⑤中間処理後量									
1次処理	2次処理	3次処理	百万t	十万t	万t	千t	百t	十t	一t	100kg	10kg	1kg

III 自己処分、再生利用、業者等委託状況(マニフェスト伝票を参考にして下さい)												
⑥方法の記号(A~Z)	⑦方法番号			⑧資源化の用途コード	⑨処理後の処分方法(a, b)	⑩処理・処分先又は再生利用先の名称	⑪業者の電話番号	⑫処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑬所在地コード			
	1次処理	2次処理	3次処理						1	2	3	

表1 中間処理方法コード表 (設問④)

01 焼却・ガス化溶融	19 その他1 (具体的に)	
02 脱水	}	
03 乾燥		
04 油水分離		
05 中和		
06 破碎		
07 分級		
08 圧縮		
09 溶融(発砲スチロール等)		
10 焙焼		20 その他2 (具体的に)
11 切断・剪断		
12 焼成(セメント原材料)	}	
13 堆肥化・飼料化		
14 造粒固化		
15 コンクリート固化		
16 濃縮		
17 熱分解		
18 炭化		

表2 処理・処分方法コード表 (設問⑥)

【自己処理】	
A	自社の処分場で埋立処分
B	自社で再生利用
C	売却
D	自社で保管
【産業廃棄物処理業者等へ委託処理】	
E	処理業者に中間処理(焼却・中和等)委託
F	(財)三重県環境保全事業団でガス化溶融処理
G	処理業者の処分場で直接埋立処分
H	(財)三重県環境保全事業団で直接埋立処分
I	廃品回収業者(専ら再生業者)で再利用
J	処理業者で直接海洋投入処分
【市町村へ委託処理】	
K	市町村で処理(公社・財団を除く)
【その他】	
Z	その他(具体的に)

表3 委託中間処理方法コード表 (設問⑦)

01 焼却・ガス化溶融	19 その他1 (具体的に)	
02 脱水	}	
03 乾燥		
04 油水分離		
05 中和		
06 破碎		
07 分級		
08 圧縮		
09 溶融(発砲スチロール等)		
10 焙焼		20 その他2 (具体的に)
11 切断・剪断		
12 焼成(セメント原材料)	}	
13 堆肥化・飼料化		
14 造粒固化		
15 コンクリート固化		
16 濃縮		
17 熱分解		
18 炭化		

表4 資源化の用途コード (設問⑧)

10 鉄
20 非鉄金属・貴金属
30 燃料
41 肥料・飼料
42 土壌改良材
50 埋め戻し材・盛土材
51 再生骨材、路盤材
60 パルプ・紙原料
70 ガラス原料
80 プラスチック原料
81 再生タイヤ
90 セメント原料
91 再生油・再生溶剤
92 中和剤
93 高炉還元
99 その他(具体的に)

表5 地域分類コード表 (設問⑬)

表5-1 (処理・処分先が三重県内の場合)								
50 桑名・員弁	桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町							
51 四日市	四日市市、菟野町、朝日町、川越町							
52 鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市							
53 津・久居	津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美							
54 松阪・紀勢	松阪市、多気町、明和町、勢和村、大台町、宮川村							
55 伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、御菌村、度会町、志大紀町							
56 伊賀	伊賀市、名張市							
57 尾鷲	尾鷲市、紀伊長島町、海山町							
58 熊野	熊野市、御浜町、紀宝町、紀和町、鶴殿村							
表5-2 (処理・処分先が三重県外の場合)								
01 北海道	08 茨城県	15 新潟県	22 静岡県	29 奈良県	36 徳島県	43 熊本県		
02 青森県	09 栃木県	16 富山県	23 愛知県	30 和歌山県	37 香川県	44 大分県		
03 岩手県	10 群馬県	17 石川県	—	31 鳥取県	38 愛媛県	45 宮崎県		
04 宮城県	11 埼玉県	18 福井県	25 滋賀県	32 島根県	39 高知県	46 鹿児島県		
05 秋田県	12 千葉県	19 山梨県	26 京都府	33 岡山県	40 福岡県	47 沖縄県		
06 山形県	13 東京都	20 長野県	27 大阪府	34 広島県	41 佐賀県			
07 福島県	14 神奈川県	21 岐阜県	28 兵庫県	35 山口県	42 長崎県	99 不明		

**実態調査票（その2）記入要領共通編**

注  
意  
事  
項

- 1 自社で再生利用、社外への売却や再利用等も調査の対象になります。（【例A・例B】参照）
- 2 廃棄物量を重量以外の単位（容積、個数、本数等）で把握している場合は、できる限り重量単位に換算して記入してください。（「容積」と「重量」の換算は、表6を参照）（【例B】参照）
- 3 自社で焼却処理をしている場合の発生した廃棄物とは、焼却前のものです。（【例C】参照）  
木くず、紙くず、廃油、廃プラスチック類を焼却している場合の「年間発生量（設問）」は、焼却前の量です。したがって「廃棄物の名称（設問）」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「中間処理後（設問）」となります。
- 4 多種類の廃棄物が混在している場合は、最も多いと思われる廃棄物に集約して記入してください。
- 5 自社で汚泥の脱水を行っている場合の発生した廃棄物とは、脱水前のものです。（【例D】参照）  
汚泥発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に送入された量が、「発生量（設問）」となります。  
なお、脱水前の重量把握が行われていない場合は下記の式で計算して記入してください。  
$$(\text{脱水前の汚泥発生量}) = (\text{脱水後の汚泥量}) \times (100\% - \text{脱水後含水率}) / (100\% - \text{脱水前含水率})$$
- 6 処理業者等へ処理・処分を委託した場合は、委託先での具体的方法を把握した上で記入して下さい。（【例E・例F】参照）
- 7 同一の廃棄物であっても、異なった処理を行っている場合は、それぞれの状況を発生段階（設問）の廃棄物の名称）から分けて記入して下さい。（【例E】参照）

**【製造業、卸・小売業等】の実態調査票（その2） 記入例**

例  
題

**【例A】**  
鉄板の加工の際に鉄板くずが100 t/年発生している。  
全体量を桑名市の株に売却した。  
相手先では鉄鋼材料として利用している。

**【例B】**  
月平均1斗缶5本ぐらの廃油が発生している。  
（重量換算で約1,080kg/年）  
これは、津市の再生業者商店に有料で処理を依頼している。  
相手先では、油分分離後、燃料として再生利用している。  
  
18リットル \* 5本 \* 12ヶ月 = 1,080 kg

**【例C】**  
木くずが10 t/年発生している。  
自社の焼却炉で全量焼却している。  
焼却灰は500kg/年程度で、自社の敷地内（名張市）に埋めている。

**【例D】**  
排水処理に伴って汚泥が発生している。  
自社施設による脱水後の残渣は10 t（含水率85%）であった。  
脱水前の量は計算していないので正確ではないが、脱水前の含水率が97%であるため、計算では脱水前の量は50 t/年程度となる。  
処理後の汚泥は、四日市市に処分を有する（財）三重県環境保全事業団で処分した。

**【例E】**  
ガラス研磨汚泥と廃水処理汚泥が110 t発生し、自社での中間処理は行わず、岐阜県多治見市に処理施設を有する 産業に収集・運搬及び中間処理を委託している。  
この汚泥は鉛を含んでいる可能性が高いため、溶出試験を行ったところ判定基準を超えていた。  
業者では、無害化処理した後、埋立処理をしている。  
また、廃水処理汚泥は、濃縮後の100 tを自社の施設で脱水・乾燥し、処理後の残渣10 tは、伊勢市の興産の保有する埋め立て地に処分した。

	事業所での廃棄物の発生状況											事業所での中間処理状況											自己処分、再生利用、業者等委託状況（マニフェスト伝票を参考にして下さい）															
	廃棄物の名称	分類番号	年間発生量									方法番号			中間処理後量								方法の記号 (A~Z)	方法番号			資源化用途コード	処理・処分先又は再生利用先の名	業者の電話番号	処理・処分先又は再生利用先の所在地	所在地コード							
			百万t	十万t	万t	千t	百t	十t	一t	100kg	10kg	1kg	1次処理	2次処理	3次処理	百万t	十万t	万t	千t	百t	十t	一t		100kg	10kg	1kg												
【例A】→	1	金属くず	1	2	0	0				1	0	0															C				1	0		株	(xxx)	桑名市	5	0
【例B】→	2	廃油	0	3	1	0																					E	0	4			3	0	商店	( ) xxx-	津市	5	3
【例C】→	3	木くず	0	8	0	0													0	1							A						自社敷地	(xx) x-	名張市	5	6	
【例D】→	4	排水処理汚泥	0	2	2	0																					H						(財)三重県環境保全事業団	( ) xxx-	四日市市	5	1	
【例E】→	5	ガラス研磨汚泥	0	2	2	0																					E						b	産業	(x) x-	岐阜県多治見市	2	1
欄	6	排水処理汚泥	0	2	2	0																					G							産業	(x) -	伊勢市	5	5

裏面有り





表6 産業廃棄物コード表（この廃棄物分類表は当調査のためのものです）

種類	区分	分類番号	具 体 例
燃 え 殻		0 1 0 0	石灰殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、炉掃出物、すす、クリンカー、廃カーボン
汚 泥 状 の 物 の	有 機 性 汚 泥	0 2 1 0	【排水処理により生じる汚泥】 活性汚泥（余剰汚泥）、製紙汚泥、ビルビット汚泥（し尿を含むものは除く）、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥（水洗を主とする場合）、洗毛汚泥 【排水処理を伴わない汚泥】 イースト菌培養残さ
	無 機 性 汚 泥	0 2 2 0	【排水処理により生じる汚泥】 鍍金汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、その他の排水処理汚泥 【排水処理を伴わない汚泥】 金属さび粉体、廃ショットプラスト（さび落とししたものに限る）、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、ドライクリーニング汚泥、油水分離後の汚泥、廃顔料、硫酸第一鉄、廃硫酸、腐食塩、廃芒硝、廃尿素
	建 設 汚 泥	0 2 2 5	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
	上 水 汚 泥	0 2 2 6	浄水場汚泥
	下 水 汚 泥	0 2 1 7	下水処理汚泥
	廃 油	一 般 廃 油	特管
			0 3 1 0 エンジンオイル、機械油、コンプレッサー油、油圧油、ギヤーオイル、モーターオイル、絶縁油、圧延油、焼入油、切削油、重油、廃塗料（油性のものに限る）、廃インク（油性のものに限る）【動物性油脂】魚油、ヘット、ラード 0 3 1 5 【植物性油脂】アマニ油、桐油、ゴマ油、天ぷら油、サラダ油
廃 溶 剤		特管	0 3 2 1 引火点70 以下の廃揮発油類（廃工業ガソリン、廃ベンジン、廃石油エーテル他）
			0 3 2 0 ハロゲン化炭化水素類、アルコール、ケトン
固 形 油			0 3 3 0 アスファルト、タールピッチ、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル
油 で い			0 3 4 0 タンクスラッジ
廃 酸 〔 廃 液 で 酸 性 を 呈 す る も の 〕		特管	0 4 0 1 水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸
		0 4 0 0 硫酸、塩酸、硝酸、ふっ化水素酸、クロム酸、混酸、ギ酸、酢酸、酒石酸等の廃液、写真定着廃液、酸洗工程廃液、排ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種酸性の塩類廃液	
廃 アルカリ 〔 廃 液 で アルカリ性 を 呈 す る も の 〕	特管	0 5 0 1 水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ	
		0 5 0 0 アンモニア、カ性ソーダ、カ性カリ、金属石けん等の廃液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種アルカリ性の塩類廃液	
廃プラスチック類	廃プラスチック	0 6 1 0	【熱硬化性樹脂くず】 フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂 【熱可塑性樹脂くず】 塩化ビニル樹脂、塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 【合成繊維くず】 ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、混紡繊維（合成繊維が主体のもの）

種類	区分	分類番号	具 体 例
廃プラスチック類	廃プラスチック	0 6 1 0	【その他】 FRP（繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、強化プラスチック等）、廃塗料（固形状のものに限る）、廃接着剤、廃イオン交換樹脂、合成ゴムくず、塩ビ管、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニールシート、電線被覆材、写真フィルム、プラスチックタイル、その他各種プラスチック製品くず
	廃タイヤ	0 6 2 0	廃タイヤ
	紙 く ず	0 7 0 0	ラミネート紙、印刷用紙、包装用紙、油紙、チップボール等の紙くずであって、パルプ紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業に係るものに限る。
	木 く ず	0 8 0 0	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類
	織 維 く ず	0 9 0 0	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート、混紡繊維（天然繊維が主体のもの）
	動 ・ 植 物 性 残 さ	1 0 0 0	ハム残さ、ソーセージ残さ、ベーコン残さ、スクリーンかす、あら、甲殻、卵殻、貝殻、チーズかす、羽毛、野菜くず、果実くず、つけ物くず、小麦、米、大豆醸造かす、香辛料残さ、ぬか、ふすま、パンくず、きじくず、でんぷん製造篩かす、あめかす、おから、あん製造かす、コーヒーかす、綿実油かす、製品くず、香料、生薬抽出残さ
	動 物 系 固 形 不 要 物	1 0 5 0	
	ゴ ム く ず	1 1 0 0	天然ゴムくず、エポナイトくず、廃ラテックス
	金 属 く ず	1 2 0 0	切粉、ショットプラスト（金属のみがきに使用したものに限る）、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空き缶、銅くず、アルミくず
ガラスくず等	ガ ラ ス く ず	1 3 0 2	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用要ガラス器具、薬品びん
	陶 磁 器 く ず	1 3 0 3	セラミックくず、れんが、かわら、土管、陶管、タイル、陶器、モルタルハツリくず、石膏ボード製品くず
	コ ン ク リ ー ト 製 品 く ず	1 3 0 4	コンクリート製品くず
鋳 さい	廃 砂	1 4 0 1	鋳物廃砂、サンドプラスト廃砂（塗料かす等を含む物を除く）
	そ の 他 の 鋳 さ い	1 4 0 3	転炉、高炉、平炉、溶融炉等の残さい、キューボラのノロ、金属スラグ、不良鋳石、不良石炭、粉炭かす、廃土石類（鋳石の加工の際生じるものに限る）
がれき類 （ 工 作 物 の 新 築 ・ 改 築 ・ 解 体 作 業 で 発 生 す る も の ）	コ ン ク リ ー ト 片	1 5 1 0	コンクリートの破片、コンクリートブロックの破片
	廃アスファルト	1 5 2 0	アスファルトコンクリートの破片
	そ の 他	1 5 3 0	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、かわら、土管、陶管、タイル、断熱材、石膏ボードの破片
	動 物 の 糞 尿	1 6 0 0	牛の糞尿、馬の糞尿、豚の糞尿、鶏の糞尿
	動 物 の 死 体	1 7 0 0	牛の死体、馬の死体、豚の死体、鶏の死体
	ば い じ ん	1 8 0 0	大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及びPCB汚染物の焼却施設において発生するもので集じん施設によって、集められたもの。
	13 号 廃 棄 物	1 9 0 0	処分するために処理したもの（コンクリート固型化等）、メッキ汚泥固形物
	感 染 性 廃 棄 物 （ 特 管 ）	2 0 9 1	血液等及び血液等が付着した廃棄物及び病原微生物に関連した試験検査等に伴って排出された廃棄物のうち病原微生物に汚染されたおそれがある廃棄物
	廃 石 綿 等 （ 特 管 ）	2 1 0 1	建築物から除去した飛散性の石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなど 大気汚染防止法の特定期じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿

\*（特管）とは、特別管理産業廃棄物の略称です。

裏面有り

表7 建設工事から発生すると考えられる主な廃棄物の種類

下表に廃棄物の例を示しました。該当するものはもちろん調査票に記入してください。この例示以外のものも発生している場合は、「表6 産業廃棄物コード表」を参照のうえ、記入してください。

工事の種類	主な発生廃棄物の例	名称	分類番号
木造家屋新築工事	空き缶、トタン、ブリキ等加工くず プラスチック内装材切りくず プラスチック梱包材くず ガラスくず 屋根瓦、断熱材くず	金属くず	1200
		廃プラスチック類	0610
		廃プラスチック類	0610
		ガラスくず	1302
		陶磁器くず	1303
木造家屋解体工事	木材破片 鉄等の金属破片、スクラップ 石膏ボードの破片、上記以外の解体残材	木くず	0800
		金属くず	1200
		その他のがれき類	1530
コンクリート建屋 新築工事	場所打杭工法等からの汚泥 コンクリートハツリ、モルタルハツリくず 断熱材くず ガラスくず プラスチック内装材くず 鉄筋、形鋼、トタン、空き缶等のスクラップ 既存建屋解体残材	無機性汚泥	0225
		陶磁器くず	1303
		陶磁器くず	1303
		ガラスくず	1302
		廃プラスチック類	0610
		金属くず	1200
		コンクリート片	1510
コンクリート建屋	木材破片 鉄等の金属破片、スクラップ コンクリート構造物破片 石膏ボードの破片、その他解体残材 廃石綿	木くず	0800
		金属くず	1200
		コンクリート片	1510
		その他のがれき類	1530
		廃石綿等	2101
橋梁、高架橋工事	形鋼等のスクラップ、鋼製の支保工残材 場所打杭工法の泥水	金属くず	1200
		無機性汚泥	0225
鉄骨工事	支保工等の鋼残材	金属くず	1200
地下鉄、ずい道、 下水道敷設工事	泥水シールド工法からの泥水 鋼製支保残材	無機性汚泥	0225
		金属くず	1200
塗装工事	空き缶 ビニルシート、塗料かす（固形） 塗料かす（液状）	金属くず	1200
		廃プラスチック類	0610
		一般廃油	0310
土地・宅地造成、掘削、林道、治 山、砂防、災害復旧等の土木工事	コンクリートハツリくず 既存建物解体残材	陶磁器くず	1303
		コンクリート片	1510
道路舗装工事	道路修復アスファルトくず 道路修復コンクリートくず	廃アスファルト	1520
		コンクリート片	1510
電気工事	電柱（コンクリート製） 電柱（木製） 電線くず ガイシくず 被覆くず アスファルトコンクリートくず	コンクリート片	1510
		木くず	0800
		金属くず	1200
		陶磁器くず	1303
		廃プラスチック類	0610
		廃アスファルト	1520
設備給排水工事	塩ビ管 コンクリート管、断熱材くず 鉄等の金属片、スクラップ	廃プラスチック類	0610
		陶磁器くず	1303
		金属くず	1200

表8 「容積」から「重量」への換算

種類	換算値	種類	換算値
燃え殻	1.14 t/m <sup>3</sup>	動植物性残渣	1.00 t/m <sup>3</sup>
汚泥	1.10 t/m <sup>3</sup>	ゴムくず	0.52 t/m <sup>3</sup>
廃油	0.90 t/m <sup>3</sup>	金属くず	1.13 t/m <sup>3</sup>
（ドラム缶1本の廃油）	0.200 t/本	ガラスくず及び陶磁器くず	1.00 t/m <sup>3</sup>
（1斗缶1本の廃油）	0.018 t/本	鋸さい	1.93 t/m <sup>3</sup>
廃酸	1.25 t/m <sup>3</sup>	がれき類	1.48 t/m <sup>3</sup>
廃アルカリ	1.13 t/m <sup>3</sup>	ばいじん	1.26 t/m <sup>3</sup>
廃プラスチック類	0.35 t/m <sup>3</sup>	（廃タイヤ：大型車用）	0.045 t/本
紙くず	0.30 t/m <sup>3</sup>	（廃タイヤ：普通車用）	0.007 t/本
木くず	0.55 t/m <sup>3</sup>	（廃タイヤ：軽自動車用）	0.004 t/本
繊維くず	0.12 t/m <sup>3</sup>		

# 産業廃棄物に関するアンケート

## ( 排出事業者対象 )

### 1. 貴事業所における産業廃棄物の発生抑制やリサイクル(再利用・再生利用)への取り組みについて

発生抑制：原材料の使用量の削減や、作業工程の改善により、廃棄物の発生を抑制すること。  
 再利用：使用済み製品を回収し、修理等を施して製品として再利用したり、再使用可能な部品を利用すること。  
 再生利用：使用済み製品を回収し、原材料又は焼却のためのエネルギーとして再使用すること。

#### 1- 産業廃棄物の発生抑制について、現状と将来計画をお伺いします。

##### ( 1 ) 現状、将来の欄ごとに、該当するものにつけてください。(複数回答可)

	現在実施している	将来実施予定
原材料調達時に、廃棄物減量を考慮		
生産方法、工程の見直し		
発生抑制のための目標設定など、計画的な取り組み		
特に対応なし		
その他(具体的に)	[ ]	

##### ( 2 ) 今後5年間、10年間で貴事業所の産業廃棄物全体の何割程度を発生抑制できますか。

(各欄でどれか1つ)

	今後5年間	今後10年間
抑制なし		
~5%		
5~10%		
10~30%		
30~50%		
50%以上		

#### 1-2 リサイクル(再利用・再生利用)に向けての現状と将来計画をお伺いします。

##### ( 1 ) 現状、将来の欄ごとに、該当するものにつけてください。(複数回答可)

	現在実施している	将来実施予定
生産方法・工程見直し		
廃棄物を自社内で再利用・再生利用		
廃棄物を他社等で再利用・再生利用		
特に対応なし		
その他(具体的に)	[ ]	

##### ( 2 ) 今後5年間、10年間で貴事業所の産業廃棄物全体の何割程度をリサイクルできますか。

(各欄でどれか1つ)

	今後5年間	今後10年間
10%以下		
10~20%		
20~40%		
40~70%		
70%以上		

1-3 貴事業所で発生抑制やリサイクルの取り組みを進める上で何が問題となっていますか。（複数回答可）

	発生抑制	リサイクル
人手が不足		
技術力が不足		
知識・情報が不足		
社員教育が難しい		
相談する相手がいない		
必要な技術や機械設備が開発されていない		
機械設備などに投資する余裕が無い		
コスト高になってしまう		
何をして良いのか分からない		
事業特性から、発生抑制・リサイクルは不可能		
その他（具体的に） 〔 〕		

2. 再生資源の利用（原材料、仕入時の梱包材等）について

(1) 貴事業所では、再生資源を利用していますか。（1つだけ）

現在、再生資源を利用している。

現在は再生資源を利用していないが、利用する予定がある。

再生資源を利用する考えはない。

(2) 貴事業所において、再生資源の利用を進める上で何が問題となっていますか。（複数回答可）

再生資源の品質が悪い。

再生資源の価格が高い。

再生資源を安定して調達できない。

再生資源に関する知識・情報が不足している。

事業特性から、再生資源の利用が不可能である。

その他（具体的に）

〔  
〕

3. 産業廃棄物の処理を委託するにあたり、どのような情報に配慮していますか。（複数回答可）

会社情報（法人の名称・住所，役員名，会社履歴）

許可内容（事業範囲，許可証の記載内容）

処理施設内容（施設の種類・基数，処理能力・方式・工程等）

処理の実績（廃棄物の種類，処理量）

適正な維持管理状況（排ガス・排水等のデータ，環境保全上の問題の有無等）

財務状況

処理料金に関する情報

環境関連資格の取得状況

過去における違法な処理等の有無

地域社会との良好な関係構築に対する努力

環境保全への取組状況（ISO等の取得、環境管理計画の策定等）

その他（具体的に）

〔  
〕

4. マニフェストの利用について

(1) 現在、貴事業所ではどのようなマニフェストを使用していますか。(1つだけ)

- 産業廃棄物協会で購入したマニフェスト
- 建設業協会で購入したマニフェスト
- 自社で作成したマニフェスト
- 電子マニフェスト
- 産業廃棄物処理業者に委託していない
- その他(具体的に)

[ ]

(2) マニフェストの利用に当たってご希望がありますか。(複数回答可)

- 使いづらいので、記入欄の修正が必要 具体的にどの部分ですか?(マニフェストの金額が高い。マニフェストの購入場所が限られている。)
- その他(具体的に)

[ ]

5. 廃棄物処理を委託する場合、なにが課題であるとお考えですか。(複数回答可)

- 処理困難物や有害物質の処理施設の不足 どのような施設が必要ですか?(処分費用が高い)
- リサイクル施設の不足
- 廃棄物処理業者に関する情報の不足
- その他(具体的に)

[ ]

6. 公共が関与する産業廃棄物処理について

現在、県では、公共関与による産業廃棄物処理事業として、四日市市内で焼却施設(ガス化溶融処理施設)と最終処分場を稼働しています。

(1) 公共が関与する産業廃棄物処理事業は必要と思われますか。

- 必要である
- 必要でない

(2) (1)で または を選んだ理由をお伺いします。(複数回答可)

- 公共関与の施設の方が安心できる
- 公共関与の施設の方が継続して処理してもらえる
- 処理料金が安く設定される
- 処理料金が高くなってしまふ
- 運用が硬直的になり、処理してもらうのに時間がかかる
- 県が施設を建設し、民間に運営を委託すればよい。
- 施設までの距離や料金面で有利であれば、どちらでも良い
- その他(具体的に)

[ ]

(3) (1)で「①必要である」を選ばれた方にお伺いします。

どんな施設が必要とお考えですか。

- ① 焼却施設
- ② 最終処分場
- ③ その他(具体的に)

[ ]

## 7. 三重県の廃棄物関連施策について

(1) 産業廃棄物税による税収により、県はどんな事業を実施することが必要だとお考えですか。(複数回答可)

三重県では、県内の産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設に産業廃棄物を搬入する事業者の皆様に、産業廃棄物税を納めていただいています(年間1,000t以上の事業所が対象)。  
産業廃棄物税は、産業廃棄物関連施策に要する費用として役立てられています。

- ① 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金
- ② 企業の産業廃棄物の発生や処理について、インターネットで情報を交換できるような環境整備
- ③ 県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術の研究開発
- ④ 県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術について、県内企業との共同研究
- ⑤ 産業廃棄物の焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する事業
- ⑥ 再生資源の購入費用に対する補助金
- ⑦ 県内の不法投棄対策
- ⑧ その他(具体的に)

[ ]

(2) 将来の産業廃棄物処理施策に対して何が必要だとお考えですか。(複数回答可)

- ① 環境に配慮した高度な処理・処分施設の設置の推進  
(具体的な例: )
- ② 不法投棄等不適正処理の監視強化、厳罰化の推進
- ③ 排出事業者、処理業者への技術的支援システムの構築
- ④ 排出事業者、処理業者への経済的支援システムの構築
- ⑤ リサイクル、適正処理への意識啓発の推進
- ⑥ リサイクル技術の開発の推進
- ⑦ 企業が連携・交流する場の構築及び運営
- ⑧ 廃棄物処理施設の設置に係る規制の緩和
- ⑨ 法律や条例の整備・強化
- ⑩ その他(具体的に)

[ ]

(3) 三重県の産業廃棄物に関する施策についてご意見がありましたら、ご記入ください。

以上で、アンケートはおしまいです。ご協力ありがとうございました。  
コピー等の控えをお取りいただいた上で、返信用封筒にてご返送をお願いいたします。

調査票（その1）

産業廃棄物処理に関するアンケート調査

1. 貴事業所について、「事業所の概要」および「事業内容」欄に記入し、アンケートの質問にお答え下さい。
2. この調査票は、三重県のホームページからダウンロードしていただけます。  
<http://www.eco.pref.mie.jp/kigyuu/index.htm> のお知らせ情報をご覧ください。

事業所の概要	事業所名					事業内容	三重県から許可を受けている施設の内容に を付けてください。 1. 中間処理 2. 最終処分 平成16年度の処理実績について を付けてください。 1. 実績あり 2. 実績なし
	所在地	三重県	市・郡	町・村			
	代表者氏名						
	調査票記入者	部・課名					
		氏名					
記入年月日	平成 1 7 年	月	日	TEL	(		

< 調査票の返送期限について >

調査票（その1）、アンケートの記入が終わりましたら、回答用紙のみを同封の封筒を入れて、**8月31日（水）まで**に投函してください。調査へのご協力誠にありがとうございました。

# 産業廃棄物に関するアンケート

( 処分業者対象 )

## 1. 今後の経営方針について

### 1-1 今後の事業の方向性についてどんな事業を進めるご予定ですか(複数回答可)

- 廃棄物処理事業を主体とした事業
- リサイクルを主体とした事業
- 県外廃棄物を含めた広域処理
- その他
- 未定

### 1-2 中間処理施設の新増設についてお答えください。

#### (1) 予定の有無について以下からお選びください(ひとつだけ)

- 新設の予定が有る。
- 増設の予定が有る。
- 新設又は増設の予定は無い。 質問1-3へ

#### (2) 新・増設を予定している施設の種類を以下からお選びください(複数回答可)

- 焼却施設
- その他の中間処理施設(具体的に: )

#### (3) 施設整備の予定時期はいつ頃ですか(下線部に記入してください。)

平成 年ごろに整備予定

#### (4) 新・増設を予定している施設はリサイクルを目的とした施設ですか?

- はい(具体的に何のリサイクルですか?)
- いいえ

#### (5) 新・増設を予定している施設で処理する主な廃棄物の種類を具体的に記入して下さい。 ( )

## 1-3 最終処分場の新増設

### (1) 予定の有無について以下からお選びください(ひとつだけ)

- 新設の予定が有る。
- 増設の予定が有る。
- 新設又は増設の予定は無い。

### (2) 新・増設する施設の種類を以下からお選びください(複数回答可)

- 遮断型処分場
- 管理型処分場
- 安定型処分場
- 検討中(未定)

### (3) 施設整備の予定時期はいつ頃ですか(下線部に記入してください。)

平成 年ごろに整備予定

1-4 貴事業所における県外産業廃棄物の受け入れに関してご回答ください。

- 今後は受け入れ量を増やしたい。
- 今後も現状レベルで受け入れたい。
- 今後は受け入れ量を減らしたい。
- 県外物は受け入れていない。
- その他（具体的に）

[ ]

2. 事業内容等に関する情報提供の可能性について

(1) 貴事業所の事業内容について、排出事業者及び地域住民にどのような情報を発信していますか。該当するものに をつけて下さい（複数回答可）。

- 会社情報（法人の名称・住所、役員名、会社履歴）
- 許可内容（事業範囲、許可証の記載内容）
- 処理施設内容（施設の種類・基数、処理能力・方式・工程等）
- 処理の実績（廃棄物の種類、処理量）
- 適正な維持管理状況（排ガス・排水等のデータ、環境保全上の問題の有無等）
- 財務状況
- 処理料金に関する情報
- 環境関連資格の取得状況
- 地域社会との良好な関係構築に対する努力
- 環境保全への取組状況（ISO等の取得、環境管理計画の策定等）
- その他（具体的に）

排出事業者	地域住民

[ ]

(2) どのような方法で提供していますか。（複数回答可）

該当するものに をつけて下さい。

- 説明会の開催
- 地域の行事への参加
- チラシ等の配布
- インターネットのホームページへの掲載
- その他（具体的に）

排出事業者	地域住民

[ ]

(3) どのくらいの頻度で提供していますか（常時提供の場合は、常時を で囲んでください）。

年間回数	排出事業者		地域住民	
	回	常時	回	常時

3. 貴社では自然災害や事故等に備えて保管施設や処理施設、処分場に何らかの措置を講じています（複数回答可）

- 自然災害や事故等に備えて、廃棄物が飛散・流出しないような防止策を講じている。
- 自然災害や事故等に備えて、計画やマニュアルを策定している。
- 自然災害や事故等について、対策を講じたいが方策がわからない。
- 自然災害や事故等への対策は検討していない。
- その他（具体的に）

[ ]

4. 貴事業所における産業廃棄物の処理について、該当するものを選んで下さい。(複数回答可)

- ① 排出される産業廃棄物の分別が徹底されていない。
- ② 排出事業者に、マニフェストの重要性が認識されていない。
- ③ 処理コストに見合う適正な料金を排出事業者から徴収できない。
- ④ 処理業者の料金格差が大きすぎる
- ⑤ 産業廃棄物の処理について、地域住民になかなか理解されない。
- ⑥ 産業廃棄物の受入量が減少している。
- ⑦ 施設の新設(又は増設)を考えているが、地域住民の理解が得られない。
- ⑧ 現在のところ特に問題は無い。
- ⑨ その他(具体的に)

( )

5. 三重県の廃棄物関連施策について

(1) 産業廃棄物税による税収により、県はどんな事業を実施することが必要だとお考えですか。(複数回答可)

三重県では、県内の産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設に産業廃棄物を搬入する事業者の皆様  
に、産業廃棄物税を納めていただいています(年間1,000t以上の事業所が対象)。  
産業廃棄物税は、産業廃棄物関連施策に要する費用として役立てられています。

- ① 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金
- ② 企業の産業廃棄物の発生や処理について、インターネットで情報を交換できるような環境整備
- ③ 県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術の研究開発
- ④ 県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術について、県内企業との共同研究
- ⑤ 産業廃棄物の焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する事業
- ⑥ 再生資源の購入費用に対する補助金
- ⑦ 県内の不法投棄対策
- ⑧ その他(具体的に)

( )

(2) 将来の産業廃棄物処理施策に関して何が必要だとお考えですか(複数回答可)

- ① 不法投棄等不適正処理の監視強化、厳罰化の推進
- ② 排出事業者、処理業者への技術的支援システムの構築
- ③ 排出事業者、処理業者への経済的支援システムの構築
- ④ リサイクル、適正処理への意識啓発の推進
- ⑤ リサイクル技術の開発の推進
- ⑥ 企業が連携・交流する場の構築及び運営
- ⑦ 廃棄物処理施設の設置に係る規制の緩和
- ⑧ 法律や条例の整備・強化
- ⑨ 公共関与による中間処理施設の設置と運営
- ⑩ 公共関与による最終処分場の設置と運営
- ⑪ その他(具体的に)

( )

(3) 三重県の産業廃棄物に関する施策についてご意見がありましたら、ご記入ください。

以上で、アンケートはおしまいです。ご協力ありがとうございました。  
コピー等の控えをお取りいただいた上で、返信用封筒にてご返送をお願いいたします。